

被扶養者資格確認調査について

当健保では、毎年 ご家族（被扶養者）の状況確認を実施しています。
調査は、健康保険法 施行規則第50条によって、毎年実施するよう定められておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

調査実施期間

毎年 7月下旬から 8月下旬 に実施

調査の目的

保険給付適正化の観点から、引き続き被扶養者としての認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査となります。

被扶養者の有無・人数に関わらず、被保険者からお納めいただいている保険料で、被保険者・被扶養者全員の医療費・各種保健事業を賄っています。

本来扶養に該当しない方を被扶養認定してしまうことは、健保組合の財政に大きな影響をあたえ、将来的には保険料値上げにつながってしまいます。

みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

審査による減員について

審査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定された場合は、当健保組合が定めた日、または事由発生日（就職等）をもって、被扶養者を減員とします。

また、正当な理由がないまま、期日までに調査に必要な確認書類等を提出されない場合も、法令に基づき減員となります。

加入資格がなくなった日以降に、医療機関等で治療を受けた場合は、医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。